

グループ事務局 御中

平成27年度地域型住宅グリーン化事業
配分額変更の結果の送付

地域型住宅グリーン化事業評価事務局からの進捗状況の報告に基づき再配分を行った結果、別添のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

今回から追加された三世代同居対応住宅の要件に関する資料についても、併せてお送りしますので、ご確認下さい。

記

<送付物>

- ・別紙15 「三世代同居対応住宅」の要件について
- ・「三世代同居対応住宅」の要件に係るQ&A
- ・平成27年度地域型住宅グリーン化事業の配分額の変更について（通知）
1部

以上

国土交通省 住宅局 住宅生産課
木造住宅振興室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03-5253-8111（代表）

FAX：03-5253-1629

「三世同居対応住宅」の要件について

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。

【具体的事例】

- ・調理室と浴室をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・調理室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と便所をそれぞれ2箇所設置
- ・浴室と玄関をそれぞれ2箇所設置
- ・便所と玄関をそれぞれ2箇所設置

○なお、対象とする設備等については、原則として以下の通りとします。
以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室まで問い合わせ下さい。

(1) 調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

- ①給排水設備と接続されたシンク
- ②コンロ又はIHクッキングヒーター（ガス栓か電気コンセントがある設置するスペースでも可）
- ③換気設備

(2) 浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

(3) 便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たせません。

(4) 玄関

玄関扉と土間（土足を着脱するスペース）があることとします。なお、勝手口（調理室等に直接出入りするためのもの）や外側から施錠できない出入口（窓等）は対象外となります。

「三世代同居対応住宅」の要件に係る Q&A

Q. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、三世代同居対応住宅の補助の対象となりますか。

A. 玄関が各々独立してあり、設計上各世帯の使用する部分が住戸内で行き来できない住宅は、共同住宅又は長屋（以下、「共同住宅等」という。）扱いとなり、原則として、本補助金の対象となる三世代同居対応住宅とみなされません。ただし、共同住宅等であってもそのうちの1つの住戸で三世代同居対応住宅の要件を満たす場合は、その住戸は、三世代同居対応住宅の補助の対象となります。

(長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合)

一戸建ての住宅扱いとなるか共同住宅等の扱いとなるかは、事前に各認定申請先の所管行政庁にお問い合わせ頂き、ご確認ください。

(ゼロ・エネルギー住宅の場合)

地域型住宅ブランド化事業（評価）ホームページ内の「ゼロ・エネルギー住宅」の提案公募に関するQ&A 3. 補助対象となる住宅に関する質問 Q3-02 に記載の通りです。【下記参照】

Q3-02

高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）において、二世帯住宅は本事業の補助対象になるのでしょうか。

A3-02

独立した二世帯として2戸としてカウントされる場合は応募の対象外です。1戸としてカウントされる二世帯住宅の場合のみ応募の対象となります。この場合、一次エネルギー消費量の計算（例えば、設備機器の取り扱い等）は省エネ基準の計算方法に基づいて判断してください。